

平成28年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成28年度11月補正予算関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年11月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
第2号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 広報課	1 2
	2 債務負担行為に関する調書	広報課	3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第8号	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部改正について	参画協働課	4

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5)鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について(平成28年11月11日専決)	参画協働課	7

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報課	416,551	0	416,551					
合計	4,803,219	0	4,803,219					

<説明(主な内容)>

【広報課】 ·[債務負担行為]とつとり情報発信費

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線: 7097)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] とっとり情報発信費		(債務負担行為) 20,000 66,223	(債務負担行為) 20,000 66,223				(債務負担行為) 20,000	
トータルコスト	86,498	0	86,498	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.6人	0.0人	2.6人	委託業者選定・契約・情報発信内容調整等				
工程表の政策目標(指標)				・県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施する。 ・流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る。				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国での鳥取県の認知度・好感度向上のため、マスメディア等を活用した県外への情報発信を行うなど、年間を通じた計画的な露出を図り、基幹的な情報発信を継続的に強化している。
年度当初から円滑な情報発信を行うことができるよう、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

全国への情報発信を行うため、広告代理店・PR会社などに番組制作・雑誌等への掲載の働きかけを委託し、年間を通じた首都圏でのマスコミに対する広報活動を行う。

<平成29年度に力点を置くテーマ(素材)の例>

次に掲げるテーマについて、より話題性の高いテーマを臨機応変に設定し、様々な切り口で情報発信する。

- ・大山開山1300年祭
- ・トワイライトエクスプレス瑞風
- ・移住先としての魅力(生活環境の良さ・田舎暮らしの発信)
- ・アクセスの向上(高速道路の整備等による道路の利便性向上、航空便利用による旅の魅力発信)
- ・食のみやこ鳥取(新品種梨、鳥取和牛(オレイン55)、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等)
- ・山陰海岸ジオパーク

<債務負担行為の理由>

テレビ等のメディアでの露出を図るために、年度に関係なく、時期の話題に応じたニュースリリースを途切れなく行う体制とする必要がある。そのため、受託者との間で前年度中にあらかじめ年間を通じた全体の戦略・方向性を擦り合わせておく必要がある。

また、半年から四半期前には企画が決定するテレビ・ラジオ番組・雑誌記事等の制作スケジュールに合わせ、有利な放送・掲載枠を確保するために、早期に着手する必要がある。

3 その他

臨時的・機動的な情報発信に係る予算については、平成29年度現年分として別途予算化を検討する。

債務負担行為で翌年度以降にわたらるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債
平成28年度 とつどり情報発信委託	20,000		平成29年度	20,000				20,000

条例名等	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部改正について												
提出理由	<p>1 提出理由 特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の事業報告書の備置期間が延長されたこと等に鑑み、控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間を延長する等、所要の改正を行う。</p>												
概要	<p>2 概要</p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間又は公開期間を次のとおりとする。</p> <p>ア 備置期間</p> <p>(ア) 每事業年度の初めに規則により作成する書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正後</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで</td> <td style="padding: 2px;">翌々事業年度の末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 助成の実績を記載した書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正後</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで</td> <td style="padding: 2px;">作成の日から起算して3年が経過する日の属する事業年度の末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 公開期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正後</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">5年間</td> <td style="padding: 2px;">3年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>	改正後	改正前	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	翌々事業年度の末日まで	改正後	改正前	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	作成の日から起算して3年が経過する日の属する事業年度の末日まで	改正後	改正前	5年間	3年間
改正後	改正前												
作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	翌々事業年度の末日まで												
改正後	改正前												
作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	作成の日から起算して3年が経過する日の属する事業年度の末日まで												
改正後	改正前												
5年間	3年間												

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を<u>公表する</u>とともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を<u>公告する</u>とともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>
<p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>3年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p>
<p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去<u>5年間</u>に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p>	<p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去<u>3年間</u>に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に開始する事業年度又は支給する助成金に係る書類については、この条例による改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について (平成28年11月11日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 知事に提出する書類について定めた規定中、引用する特定非営利活動促進法の条項及び用語を改める。 (2) 仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年鳥取県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(役員報酬規程等の提出) 第 16 条 略 2 法第 55 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第 54 条第 3 項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。	(役員報酬規程等の提出) 第 16 条 略 2 法第 55 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第 54 条第 3 項又は第 4 項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。
(特例認定の申請) 第 18 条 法第 58 条第 1 項の <u>特例認定</u> を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。	(<u>仮認定</u> の申請) 第 18 条 法第 58 条第 1 項の <u>仮認定</u> を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
(合併の認定の申請) 第 19 条 法第 63 条第 1 項又は第 2 項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は <u>特例認定特定非営利活動法人</u> は、第 10 条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。	(合併の認定の申請) 第 19 条 法第 63 条第 1 項又は第 2 項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は <u>仮認定特定非営利活動法人</u> は、第 10 条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。